

各学部の活動

公衆衛生看護学部 1988-2001

平野 かよ子

公衆衛生看護学部は、1948（昭和23）年5月に保健婦の再教育のために衛生看護学部として設置された。その後幾多の変遷を経て1989（平成元）年に国立公衆衛生院全体の組織が見直される中で、当学部は情報政策学系に分類され、公衆衛生行政学部と共に政策学に関係するものとして位置づけられ、公衆衛生看護学部と改称された。

現在の公衆衛生看護学部の設置目的は、公衆衛生看護に関する調査研究ならびに公衆衛生技術者である看護職（主として保健所ならびに市町村の保健婦）の養成訓練を行い資質の向上を図ることである。

職員の異動

湯沢布矢子（学部長：～1994年度）
 田中 久恵（保健指導室長：～1994年度）
 岩澤 和子（主任研究官：～1994年度）
 北山 秋雄（看護技術室長：～1995年度）
 金子 仁子（主任研究官：～1995年度）
 斎藤 泰子（主任研究官：～1996年度）
 植田悠紀子（学部長：～1998年度）
 丸山美知子（看護技術室長：～1995年度）

現職

公衆衛生看護学部長	平野かよ子
保健指導室長	石井 享子
看護管理室長	山田 和子
看護技術室長	鳩野 洋子
主任研究官	福島富士子
主任研究官	守田 孝恵
主任研究官	島田 美喜

公衆衛生看護学部の運営

1) 運営方針

各室の業務は以下のように区分しているが、公衆衛生看護活動は、その領域が拡大し、また活動内容も複雑化してきているため、公衆衛生看護のみならず多岐にわたる領域の知識や技術を統合し適用することが必要となってきた。そこで各室は研究課題に応じ柔軟に対応し、適宜学部

職員が共同し実施しているのが現状である。

(1) 看護管理室の業務

公衆衛生看護管理に係る企画及び運営並びに調査研究に関すること

(2) 保健指導室の業務

保健・看護の知識の普及、啓発及び保健指導の実践に関すること

(3) 看護技術室の業務

公衆衛生看護活動に必要な技術の開発に関すること

2) 研究関係

地域保健法の施行に伴い保健行政組織の再編が進展する中で、公衆衛生看護学部における研究は、市町村を基盤とした母子保健、成人・老人保健等の保健サービスに関する研究から、都道府県保健所を中核として展開される精神保健福祉、心身障害・難病等への公衆衛生活動、地域ケアシステムに関する研究、さらに公衆衛生看護管理に関する研究等多岐にわたっている。各部員は自らの専門性を高める研究を行うとともに、それらを養成・訓練に反映させている。また、今日の保健福祉行政課題に対応する政策研究に関しては、学部の全員で分担し、迅速に成果が得られるようにし、政策提言を行ってきている。

研究結果は関連学会等で発表し、政策課題に関連する研究成果は、できる限り公刊物または報告書として関係機関・施設に配布し、地方公共団体における保健および福祉の活動に資するものとしている。

また、2000年度には本学部が事務局を担う「日本公衆衛生看護研究会」を発足させ、院外の実務者、教育・研究者と共に事例分析を中心とした研究を行い、公衆衛生看護活動の拠点づくりを図ってきている。

3) 院内教育関係

地方公共団体（主として都道府県・政令指定都市等）からの教育研修コースへの保健婦の派遣は多い。長期課程である1年のコースである専攻課程看護コースは、定員20名のところ、1997年度には27名、1998年度には23名、1999年度には19名、2000年度には16名の保健婦（一部助産婦）の研修生を受け入れている。また、約一ヶ月間の特別課程としては、毎年実施している公衆衛生看護管理コー

ス、隔年に実施している公衆衛生看護活動方法論コースがあり、これらのコースの応募者は年々増加してきている。

このように地方公共団体の研修に対する需要も高いことから、本学部の職員及び本院の教育施設・設備からみて可能な限り研修生を受け入れるとともに、地方公共団体等に出向き職員研修や保健婦の現任訓練を支援し、地域保健を担う職員の教育研修を支援している。また、本院修業生との共同研究や実践活動に対して助言を行い、実務の発展に寄与している。

4) 教育機関等における講義、研究指導等

専攻課程看護コースは厚生省の保健婦助産婦看護婦養成施設の専任教員の養成課程に指定されており、本コース修業者には看護教員となるものも少なくない。また、看護の研究公務員が数少ないため、本学部職員の研究・教育業績等から保健婦の基礎教育や大学院教育における講義や研究指導等の要請が多い。これらの支援は、時間的に多くは引く受けられないが、公衆衛生看護活動の実践及び教育・研究を行う指導的な立場の保健婦に可能な限り教育支援を行っている。

5) 地方公共団体・専門職団体等の研修における講義・演習指導等

公衆衛生看護従事者のうち、本院に受講する機会に恵まれるものは極く一部である。地域活動上の問題を解決したり、業務遂行に必要な能力向上を図るため、地方自治体や看護協会等は種々の研修を実施している。これらの研修に対して講演、講義、演習において支援するとともに、研修企画を支援し、本学部の研究および教育研修方法の普及の機会と捉え、研修担当者の研修企画・実施能力の向上も意図した支援を行っている。支援要請の多くは、単に特定のテーマで講演をしたり演習指導をするにとどまらず、研修の企画や評価方法についての指導・助言を含む。したがって、研修の前後に密な連絡をとって研修担当者の研修企画、実施能力の向上をも意図した支援を行っている。1994年度は19回、1995年度は23回、1996年度は15回、2000年度は24回の研修支援を行った。赴いた都道府県は北海道から沖縄県まで全国都道府県に及んでいる。テーマは公衆衛生看護活動の計画・評価、保健婦現任教育、地域ケアシステムの構築、ケアコーディネーション、業務研究等が多い。

6) 同窓協議会看護部会の支援

看護職である長期課程及び特別課程の修業者からなる同窓協議会看護部会は、本年で3,200余の会員を持ち、年一回の同窓会誌の発行を中心とした活動を行い、会員相互の連携を保ち、相互研鑽を行っておる。本学部はこの会誌の編集協力を行うとともに、これを活用し学部の活動紹介や情報提供を行っている。2001年度で本院は和光市へ移転するため、現在当地における看護部会最後の総会開催に向けた支援を行っているところである。

公衆衛生看護学部の研究活動

1) 公衆衛生看護学部の行っている研究課題

<公衆衛生看護活動全般に関する研究>

- 1 公衆衛生看護活動の評価に関する研究 (1989～現在)
- 2 保健所および保健婦業務に関する研究 (1988～現在)
- 3 地域のニーズ把握方法に関する研究 (1988～現在)
- 4 地域組織活動の推進に関する研究 (1986～現在)
- 5 保健婦活動の情報処理に関する研究 (1988～現在)
- 6 公衆衛生看護の管理に関する研究 (1997年度から1999年度)

<保健指導に関する研究>

- 7 慢性病の保健指導に関する研究 (1989～現在)
- 8 臨地場面における対人援助の方法に関する研究 (1991～現在)

<母子に関する研究>

- 9 母子の身体的側面に関する研究 (1988～1990)
- 10 産育習俗に関する研究 (1985～1991)
- 11 妊産褥婦に関する研究 (1987～現在)
- 12 思春期保健に関する研究 (1989～現在)
- 13 母子保健活動に関する研究 (1985～現在)
- 14 母子保健活動の展開方法に関する研究 (1992～現在)

- 15 母親意識の変化に関する研究 (1993～現在)

- 16 地域における思春期保健に関する研究 (1993～現在)

- 17 子どもの虐待に関する研究 (1992～現在)

<老人に関する研究>

- 18 要介護老人等在宅療養者への支援体制のあり方に関する研究 (1990～現在)

- 19 痴呆性老人に対する在宅支援サービスに関する研究 (1991～現在)

- 20 老人の生活自立支援に関する研究 (1989～現在)

<精神保健に関する研究>

- 21 精神保健に対する地域ニーズの研究 (1988～現在)

- 22 精神保健福祉活動の実態に関する研究 (1997～現在)

- 23 日本人と北米人の適応に関する比較文化人類学的研究 (1990～現在)

- 24 アルコール依存症者のセルフ・ヘルプグループに関する研究 (1988～)

<保健婦の教育に関する研究>

- 25 公衆衛生看護学における基礎教育の方法と効果に関する研究 (1983～現在)

- 26 公衆衛生看護学における継続教育の方法と効果に関する研究 (1988～現在)

- 27 公衆衛生看護活動の展開方法に関する研究 (1988～現在)

- 28 人材・能力育成に関する研究 (1997年度～1999年度)

<在宅ケアに関する研究>

- 29 地域ケアシステムの形成と機能化に関する研究

(1993～現在)

- 30 ケアマネジメント及びケアコーディネーション機能に関する研究 (1994～現在)

<保健婦の能力向上に関する研究>

- 31 保健婦の現任教育に関する研究 (1988～現在)
 32 保健婦の基礎教育に関する研究 (1983～現在)
 33 公衆衛生看護活動におけるサービスの提供方策に関する研究 (1997年度から1999年度)

2) 特別研究員、客員研究員、外国人研究員、流動研究員、研究生の受け入れと研究課題

特別研究員・客員研究員・研究生等を受け入れ、出生数と母子保健に関する研究、出生数と母子保健に関する研究、公衆衛生看護活動と母子保健 (1996.4.1～1998.3.31)、心身の訴えが多い高校生の実態と援助についての検討、地域ケアシステムの機能化とボランティア活動について (1997.4.1～1998.3.31)、感染症対策における保健活動 (1999.4.1～2000.3.31) の研究を行った。

公衆衛生看護学部の研究等の成果

地域保健の変革期にあつて、これからの保健婦が目指す方向性を示すことが必要とされているが、看護系大学が急増する中で、本学部が担う役割を明確化し、公衆衛生従事者としての保健婦等の高度専門的な技術の開発を行い、全国の保健婦の活動の拠り所となること、国際活動の強化を中心に進めてきた。

1) 行政課題に対する研究

1997年度の地域保健法の全面施行に伴い、保健所の機能強化が求められ、保健所保健婦の調査・研究や企画力、広域の連携・調整、市町村支援の力量向上が行政課題となった。これらの情勢の変化を受け、本学部としては次の研究課題について厚生科学研究費助成等による研究助成を受け、法施行後の実態把握と課題の明確化、特に保健婦等の資質の向上方策に関する調査研究を行った。

①地域保健における保健婦の機能と役割と資質向上に関する研究 (1997年度～1999年度)

②保健婦活動 (特に保健所の企画調整) の評価に関する研究 (1998年度)

③保健所における母子保健活動のあり方に関する研究 (1998年度から2000年度)

また、介護保険制度導入に伴う保健活動の実態と今後重点がおかれる保健活動に関して、平成14年度からの精神保健福祉法の改正に伴う地域精神保健福祉活動のあり方に関して研究を行った。(2000～2001年度)

④介護保険実施に伴う保健婦活動のあり方に関する研究 (1998年度)

⑤21世紀の地域保健福祉対策における保健婦の活動と配置のあり方に関する研究 (1999年度)

⑥地域における精神保健福祉活動の類型化と行政の役割に関する研究 (2000年度)

これらの研究成果は、日本公衆衛生学会において報告すると共に報告書を地方公共団体に配布した。さらに、保健

活動の効果評価の評価指標に関する研究についてシステマティック・レビューを行う研究として次の研究を行っている。

⑦市町村等の地域保健活動の評価指標の開発と住民参加型の評価体制のあり方に関する研究 (2000年度)

2) 保健婦の活動方法論

これまで保健婦が行って来た公衆衛生・地域保健活動の構造を明らかにし、今後より一層住民や関係者と協働し、健康づくり事業や予防活動から健康を考慮した町づくり、健康文化の醸成等の地域開発、有機的に機能する地域づくりを推進する保健活動方法を明らかにするための研究を行った。

①地域保健における保健婦の機能と役割と資質向上に関する研究 (1997年度から1999年度)

②地域保健分野における保健婦の新たな活動方法に関する研究 (1999年～2000年度)

これらの研究成果は、「公衆衛生看護」の概念が「地域看護」の概念に吸収され、保健婦の活動の特色は曖昧にされてきている現状において、保健婦独自の活動方法や保健婦に必要なとされるスキルを明確化することの一端を担い、公衆衛生看護の理論化に寄与するものとなり、また、公衆衛生看護の体系化の一步を踏み出すことができた。さらにこれらの成果は、公衆衛生・地域保健活動の効果評価の枠組みとして有効であり、保健婦の基礎教育や卒後の教育・研修のあり方についての提言としても十分に耐えるものとなった。

3) 地方公共団体等への支援の強化

従前通り、講義や講演による支援を行った。厚生省が委託実施する研修企画者のための研修企画及び実施の協力支援は、今後各都道府県が行う研修企画を充実させことにつながってきている。また、今後上で述べた保健活動の効果評価指標に関するレビュー研究の成果は、公衆衛生院のホームページを活用し、情報還元していく予定である。

4) 国際保健関連

近年は本学部職員は積極的に、海外における調査研究、視察、国際学会、国際会議に参加し、また、開発途上国へ短期専門家として派遣し支援を行い、途上国からの研修生を受け入れ研究支援を行っている。

将来展望

我が国の国民の疾病構造の変化や価値観の多様化は、健康ニーズを多様化させ、国民は個性の高いサービスを選択する時代になってきている。また、経済基盤の低迷と地方分権の推進等は、中央省庁を始め地方公共団体の保健福祉行政の組織の再編を押し進めてきている。地域保健法の施行は保健所と市町村の役割を明確にし、それぞれの業務を見直す機会となったが、一方で、組織の再編や民間活力の導入等に伴う保健対策の推進体制やサービス提供体制に影響を及ぼしてきている。また、地域住民の主體的な参画により推進する「健康日本21運動」においては、これまでの行政主導の公衆衛生から住民と協働する公衆衛生活動

へ変革することが求められている。これからの公衆衛生専門職にはこれらの活動を展開する資質の向上が求められてきている。

このような国内の社会情勢の変化のみならず、海外へ目をやると、橋本総理により推進された開発途上国に対する我が国の支援であるいわゆる「橋本イニシヤティブ」にみるように、アジア、アフリカ諸国における公衆衛生の発展に対し我が国の公衆衛生が貢献することへの期待の高さが伺える。

これらの国内外の情勢から、本学部は国立の公衆衛生看護の研究および教育機関としては唯一のものであることの認識を高め、グローバルな視点に立ち、国および地方公共団体の活動及び開発途上国の公衆衛生活動を支援する立場から、国内外の公衆衛生の行政および実務を担うリーダーのニーズに応えることがますます重要となる。

しかしながら一方で、国内の地方公共団体からの財政事情等により、職員を長期に派遣させることが困難な状況にあることが伺える。そこで地方公共団体のニーズに対応した教育プログラムの開発も今後の課題となる。例えば、できるだけ職場を離れることなく研修が受けられるように、分割した長期課程の研修プログラムの開発やインターネット等のITを活用した遠隔地教育プログラムの開発等であ

る。さらに、海外からの研修生や海外で活動しようとする研修生のためには国際語である英語による研修カリキュラムの開発も必要となる。

また、本学部職員が地方自治体等に出向き研究・研修を支援するとしても限度があることから、地方公共団体において公衆衛生の研究・研修拠点の整備が推進されるように働きかけるとともに、本院の教育課程終業者が研究・研修の企画・実施の核となるように、これらの者に対して継続的に支援する体制の整備も課題となろう。

我が国の高等教育の状況の変化もあり、看護系大学および大学院が急増している今日において、地方公共団体のリーダーのみならず大学等の修了者が、さらに公衆衛生看護における高度専門的な技術を獲得するための本学部の役割も重要なものとなると認識している。

21世紀初頭の本学部の目指す方向は、世界情勢及びわが国の公衆衛生の歴史、地方公共団体の情勢も踏まえ、公衆衛生看護に関する研究を推進する体制を整えとともに、新たな公衆衛生活動を展開する保健婦等の専門的技術を明確化し、国内外の指導者に求められる能力の向上のための教育研修体制整備を図ることである。本院の移転再編後の研究教育体制の整備においても、このような状況を踏まえた体制整備が求められよう。